

午前10時01分開議

1 付託事件審査

○委員長（松宮 健治） おはようございます。

ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

まず議題の確認でございますが、配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松宮 健治） 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

まず、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松宮 健治） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議案第1号 平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下議案18件を一括議題といたします。

これにつきまして御質疑はございませんでしょうか。藤井委員。

○藤井 辰吉委員 議案第27号の和解についてなんですけれども、土木部さんのですね。私、前回の定例会の中の委員会でも同じような損害賠償の件について質問をさせていただいたんですけれども、今回のこの第27号、損害賠償の和解については、いただいております説明の資料によりますと、金堀町の路上で転倒した際に頭を打ち付けた。路上に設置してあるガードパイプ、歩道と車道の間区切っている、あのパイプに装着されているはずのキャップが外れていたため頭部に裂傷を負ったというような説明が書いてあります。この件につきまして、市の管理の瑕疵があったとの判断であったのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○土木部維持課長（岡村 信夫） 市の判断として、管理瑕疵があったという判断なのかというお尋ねでございますが、本来あるべきキャップがついていない、この状態につきまして、管理瑕疵の有無を問われますと、管理瑕疵はあるものと言わざるを得ないと考えておりますが、キャップの有無をもって重大な管理瑕疵があったとまでは言えないと考えております。なお、このガードパイプのキャップにつきましては、当事者側からの送付のありました事故に係る通知書を受けまして、直ちに現地の確認を行い、補修は行ったところであります。

以上でございます。

○藤井 辰吉委員 ありがとうございます。

その判断のときだったんですけど、裁判の係争の中のことでですので深く踏み込むわけではないんですけれども、その先端のキャップがついていた場合と、ついてなかった場合における頭部の裂傷の違いとか、そういう医学的な検証みたいのも経た上での判断であったのかをお伺いしたいと思います。

○土木部維持課長（岡村 信夫） キャップがあれば傷はひどくならなかったのかという判断がどのようにされたのかということでございますが、原告側、相手側の主張によりますと、先端に丸みを帯びたキ

キャップ、防護柵の先端にはキャップをさしてございますが、こういう丸みがあることにより、ガードパイプの鋭利な断面がむき出しにならないため、けがの度合いが大きく違うとしたところではありますが、このため市といたしましては、弁論準備の過程の中で医学的な見地などによるそのことの立証を原告側に求めていく予定でありましたが、そこに至る前に裁判所から和解勧告があったものでありまして、厳密な意味では裁判においてその判断がされていないということにはなりません。しかし、いずれにいたしましても、訴状の証拠として提出されておりました事故後3カ月たった当事者のお顔の写真でございますが、これを拝見しますと、おでこの傷跡とキャップのないガードパイプの断面、この形が相似、よく似ているということが見てとれましたことから、キャップがあれば、このような傷にはならなかったと言える部分もあるかと考えております。原告の方におかれましては、お気の毒であったと思っております。

以上でございます。

○藤井 辰吉委員 ありがとうございます。

説明の中にもあるとおり、早期解決を図ることが適当ということで、検証を深くまではやってもらえなかったと思います。おけがをなさってる事実もう間違いありませんので、本当にお見舞いを申し上げる気持ちはいっぱいなんですけれども、それとはまた別な視点で、ちょっと論理的に客観的な話をしたいなと思ひまして、状況を聞くところによりますと、路上に停車していた車に乗り込む際に転倒したんだというふうに私は聞いておりまして、まずその転ぶということ自体は別に市の瑕疵がある、なしとかというものではまずなかったと。私が気にしているのはそこではなくて、競輪場の近くなんですね、この現場、金堀町ということで。競輪場のすぐ目の前の道路なんですけれども、競輪場は、あそこ路上ではなくて、競輪場から出てきた方が乗られるところだったというふうに聞いてたんですけれども、競輪場、建物の出入り口付近に車がひゅっと入れるんですよ。それ、開催している期間だけじゃなくて、レース結果とか見る、掲示板とか見れるように、いつでも空いてる感じなんです。夜間においても市民開放、会議室等して、使用できるようにしておりまして、私自身も月に1回使わせていただいているので、あそこの現状はすごく、もう自分自身でよく知っているんですよ。そこに入って乗り降りをしなかったというのと、あと私は金堀町に実家がありまして、18年間あそこで暮らしていたもので、よく通る道路なんです。今でも通って、車で通るたびに道路標識が気になるんですね。あそこ結構ちょっと複雑ないろんな標識があるものですから。ただちょっと適当なことは言えないなと思って、きのう実際に改めて見に行っただけです。確認するために。念のために。そうしましたら、あそこは駐車禁止だけではなくて、停車も禁止されてるんですよ。駐停車禁止で。道路交通法上において停車というのは人の乗り降りも含むんですよ。要するに人の乗り降りすらしてはいけませんよと。あそこは海岸線と電車道路を結ぶ放射線になってまして、そういう理由でそういうふうになっているとは思いますが、その状態、駐停車禁止、人の乗り降りが禁止されている場所で、現場は横断歩道があるんですよ、その実際に事故が起こった。横断歩道は、そのガードパイプがあることによってけがをしているという報告は今までないですね。あそこは一日の間に100人ぐらい多分通るんじゃないかなと思って、何千人と年間に通っているはずなんですけれども、そのガードパイプがあることによってではなかったはずなんです。そういう場所において、禁止されていることが原因で起こったものについて、やはり市の責任というの

は問われてくるのかなあとと思ひまして、そのあたりいかがでしょうか。

○**土木部維持課長(岡村 信夫)** この度の事故にかかわる相手側の非についてのお尋ねでございますが、藤井委員御指摘のとおり、この転倒事故が発生した場所、この道路は競輪場の前の通りでございますが、駐停車禁止の区間でございます。これは当時、3年前になりますが、事故当時も駐停車禁止の区間でございました。これにつきましては警察のほうに確認してございます。ここに停車していた知人の車両に乗り込む過程の中で生じた事故でありますことから、市といたしましては、このような法令違反を前提とする特異な、また不適切な行動を起因としたものであると受けとめておりまして、相手側には一定の落ち度があったものと考えており、これまで市としても主張してきたところでございます。

以上でございます。

○**藤井 辰吉委員** ありがとうございます。

ちょっと先ほど申し上げたとおり、けがをなさって、すごく痛かったでありますし、あと跡も残っているということですので、そこに対するお見舞いの気持ちはあるんですが、前回の定例会の委員会において質問をさせていただいた、防護柵に座って、それが崩れてけがをなさったというのもそうなんですけれども、それがそういう状態であることによってというよりは、目的外使用とか法令の違反、そのガードパイプを回り込むということも、そこでの車の乗り降りがなかったらなかったわけですから、そういうものに結果的には市はお金を払うというような対応をとるんですけれども、私が心配しているのは、やはり市の瑕疵が原因で起こったことに対しては、それはもう真摯に今後も気をつけますという意味も含めて、お見舞いも含めて、申しわけございませんでしたというのはありだとは思いますが、その目的外使用とか法令を外れたものに関する、今回みたいな損害賠償、今回は和解というところで落ち着きそうなんですけれども、損害賠償というのが頻発されるような風潮ができれば嫌だなと思ひまして、念のため、このような質問をさせていただきました。

済みません。では、この件については、これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、議案第2号の港湾空港部さんの緑の島の整備ですね。港湾事業特別会計補正予算について質問をさせていただきたいと思ひます。今回の緑の島の整備計画が上がるきっかけになったと目される函館出身のロックバンドのGLAYさんなんですけれども、まず、これが確定の事項なのかをお伺いしたいんですよ。私自身はことし、大阪の長居のスタジアムで行われたコンサートで、GLAYさんが「7BIG SURPRISES」という形で、5万人、二日間で10万人動員したということなんですけれども、オーディエンスの前で、僕たちは来年こういことをしますというふうに公言したというのをニュースでその日のうちに見てるので、御本人がおっしゃってる以上、私の中ではもう確定だと思ひて、まったく心配していなかったんですが、外で聞いていると、本当に来るのかいみたいに聞かれるんですけれども、私は心配していませんが、一応確認をさせていただきたいと思ひます。本当にいらっしゃるのでしょうか。

○**港湾空港部長(妹尾 正白)** GLAYのライブについてのお尋ねでございますけれども、このGLAYのライブの公式な発表ということにつきましては、来年の1月に行うということでお聞きをしておりますが、この間、ことしの7月でございますけれども、藤井委員もたまたまお話しのとおり、大坂の長居のスタジアムで開催されましたGLAYのライブに市長が招待をされまして、直接お話し

をいただきましたほか、このライブにおきましても、来年の函館開催、これが表明をされたということでございます。その後はGLAY側の関係者が何度となく函館に来られて、実際に緑の島でのやり取りを初めといたしまして、具体的な打ち合わせを現在行っているということでございます。

以上でございます。

○藤井 辰吉委員 はい、ありがとうございます。

資料としていただいております整備計画の資料によりますと、この図によりますと、名称を括弧付でつけられてまして、北側と中央に整備の計画がかけられてるんですけども、私的に一番気になるのは、整備の計画がかけられていないこの南側の一番面積が広い部分なんですけど、ここの整備の計画というのは今後上がってこないのでしょうか。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 緑の島の整備箇所についてのお尋ねですが、緑の島につきましては平成3年度から緑地の工事に着手し、全体面積8ヘクタールのうち、これまで南側の4.8ヘクタールにつきまして整備が完了しているところであります。未整備となっている北側の約3.2ヘクタールの整備を行うもので、整備済みとなっている箇所との連続性に配慮するとともに、大規模なイベントの開催を可能とするほか、多目的広場として一体的な利用を図るための整備を行うものでございます。お尋ねの南側につきましては、これまで国の補助事業により実施しておりますことから、整備済みとなっている箇所の再整備を行う場合には、国への補助金の返還が生じることになるところでございます。

以上でございます。

○藤井 辰吉委員 はい、ありがとうございます。

返還が生じるということで、ここは計画には含まないということなんですけど、またちょっと続けて活用用途の話なんですけれども、常設ステージという名称が今まで出てきたかと思うんですが、私的にはさまざまなイベントの開催の負担の軽減になって、函館をもっと活気づかせたいなと考える方が、より新しいイベントを開催したいと思っている人もすごくやりやすい状態になると思うんですね。緑の島って駐車場も広くとられてますし、あと進入口が一個しかないというところで交通整理とかもしやすいものですから、すごく緑の島の活用価値が上がるんじゃないかなと、常設ステージというのは、その開催負担を軽減するにもすごくいい話だなと私は思っているんです。決まってるわけではないですし、今回の計画にも上がってないんですけども、過去に市長の公の場の発言において、常設ステージあったらいいなあというような旨の発言があったんですけども、常設ステージについては今どのような感じになってますでしょうか。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 常設ステージ設置についてのお尋ねでございます。ステージにつきましては、イベントの内容により、その規模や形状、さらに設置する箇所も異なっております。また、この度のGLAYのライブの開催に当たりまして、ステージの位置について、風の影響や音の問題を含めて何案も作成するなど、決定までに相当の時間を要したところでございます。このように、ステージの規模や位置を決定することは相当難しさがあること、固定式は使用の際の自由度が制限されることなどから、今回の整備には盛り込まなかったものでございます。しかしながら、今後はステージを必要とするイベントが予定されておりますことから、組み立て式のステージにつきまして、現在、整備の可能性について検討しているところでございます。

以上でございます。

- 藤井 辰吉委員 はい。移動式と。もし可能であれば、ステージを使う、使わないはイベント主催者側の判断として、あるだけあったらいいあと私は考えておるところであります。

整備スケジュール、事前にいただいておりましたこの計画、整備の資料について見ますと、4ページの一番下に整備スケジュールがありまして、工期を一応中断するというふうになっているんですが、春の終わりころから秋の初めにかけて、イベントが滞りなく行われるように、一応工事をいったん中断するという形になっているようですが、イベントの開催に支障を来さないような状態で、その都度その都度、工事、工程的に無理なく中断するという約束ができるかどうかをお伺いしたいと思います。

- 港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） イベントへの影響についてのお尋ねでございますが、緑の島につきましては毎年7月初めころから各種イベントが開催されており、来年はGLAYのライブの開催も予定されておりますことから、基盤整備工事として今回は6月末までに工事を完成させたいと考えているところでございます。その後につきましては、一定程度イベントが終了します9月ころから工事に着手するものと考えており、各種イベントの開催には支障のないように考えているところでございます。

以上でございます。

- 藤井 辰吉委員 はい。と考えておりますという御返答だったんですが、できる限りイベントの開催自体には支障を来さない、かつ整備されている業者の方に無理もかからない状態で、ゆとりある状況でやれたらなあとは考えております。

新聞の報道にあったんですけれども、市長の御発言ということで載ってたんですが、GLAY側は来年だけのコンサートとしない意向があるという発言があったようなんですけれども、その来年だけではないというような意向のお話は今現段階でどのぐらいまで進んでいらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

- 港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 今後のGLAYのライブの開催予定についてのお尋ねでございますが、私どももそのようにお聞きしているところでございますが、具体的な内容につきましてはお聞きしているところではございません。

以上でございます。

- 藤井 辰吉委員 ありがとうございます。

まだちょっといろんな先々の話ということで受けとめさせていただきます。

最後なんですけれども、これ結構ちまたでささやかれてると思うんですが、GLAYのライブが二日間にわたると。来場見込みを2万5,000人、2万5,000人ぐらいで見積もっていると。片やといいますか、函館競馬が開催される時期でもあり、片や函館の宿泊のキャパシティが宿泊施設で大体2万人ぐらいだというふうに見込まれています。GLAYさんだけで1日、2万5,000人。で、競馬場もありまして、ほかの夏の野外イベントとか見てますと、北海道のライジングサンとか、あと新潟のフジロックとかは、宿泊施設の不足をテントサイトとか、あと付近のオートキャンプ場に誘導することで解消しているんですね。私が気になっているのは、そこまであらかじめ予想されている宿泊施設の不足の可能性に対しまして、イベントの主催者側から、こういうふうにしたいというような提案とかは出ていますでしょうか。計画とか。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** テントサイトなどの設置についてのお尋ねでございますが、お尋ねのテントサイトの設置などの協力要請などにつきましては、現在のところお聞きしていないところでございます。

以上でございます。

○**藤井 辰吉委員** はい、ありがとうございます。

今のところ、まだ対策は講じられていないということで受けとめさせていただきます。あらかじめ予測されているものですので、当日になって混乱を来さないような状況にできればと願いながら、まず様子を見させていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。以上です。

○**委員長（松宮 健治）** 他に御発言ございますか。斉藤委員

○**斉藤 佐知子委員** 議案第2号の港湾事業特別会計補正予算で、今回地方債の補正でカーフェリー建造事業貸付事業費というのが上がっております。このカーフェリー、新たにつくるということだと思っておりますけれども、もう少し具体的にこのあたりをお話していただければと思います。

○**港湾空港部次長（國安 秀範）** 建造の具体的な内容ということでございますが、この建造事業者でございます共栄運輸株式会社は現在青函フェリーとして函館と青森を結ぶ航路をフェリー2隻にて運航してございます。この度の事業者は、函館－青森航路は繁忙期や夜間便において満載となったトラックの積み残しの発生がございます。現在係留してございます北ふ頭におきまして、縦づけという不安定な係留を行ってございますが、先だつて10月26日に着工しまして、平成26年3月に完成予定の公共耐震強化岸壁というのが整備される予定でございます。ここのふ頭を利用可能となることから、今回のこの制度を利用いたしまして、事業者が大型化して、フェリーを導入して、安定的な輸送力な確保と利用者のサービスの向上を図るといった事業でございます。

以上でございます。

○**斉藤 佐知子委員** 今フェリーを2隻持っていて、さらにもう1隻つくるといことなんですか。それとも、どっちかの1隻を直してもっと大きいフェリーにするということなんでしょうか。

○**港湾空港部次長（國安 秀範）** 済みません。先ほどの説明がちょっと足りなかったと思います。今お持ちの2隻のフェリーのうち1隻、現在運航しております1,777トンというフェリーがございますが、その船を、約3,500トンの新造船をつくりまして、これによりまして、先ほど言いました積み残しですとか、そういったものを解消するために、12メートルの車で換算しますと20台、先ほどの古い今の走っているフェリーでありますと、20台から34台のものに大きくする事業でございます。

以上でございます。

○**斉藤 佐知子委員** これまでも積み残しがあつたので、大きな船にすると。先日その北ふ頭の整備事業、私たちも行ってきたんですが、今まで船が縦についていたものが、今度から横づけができるということで、非常に船が安定して、荷物の積み降ろしたり入れたりというのも大変安定するというふうには聞いたんですが、今のお話だと26年3月からあそこが整備をされると。それにあわせて、26年3月にこのフェリーができるというふうになるのでしょうか。

○**港湾空港部次長（國安 秀範）** そのようにお伺いしてございます。

以上でございます。

○齊藤 佐知子委員 はい、わかりました。

今までも荷物がそうやって積み残しがあるのであれば、大きくして、しっかりとさらに、今その北ふ頭も整備されるので、それはいいことかなというふうに思いますので、これについての質問は終わります。

次に、議案第17号から第23号の国際水産・海洋総合研究センターの工事請負契約のことをちょっとお聞きしたいと思います。議案それぞれに大変分担といいますか、分かれておまして、海洋調査研究棟とか新築の受変電とか電灯設備とか空気調和とか、さまざまに分かれているわけですが、このすべての最終責任は函館市であるというのは当然だと思うんですが、それぞれの工事の責任者、その責任者というのは、この議案に書かれている一番、みんな共同企業体というのでさまざまに工事を請け負うわけですが、それぞれの工事の責任者というのは、この一番上に書いている代表者というところが、その工事の責任になるということでもいいんでしょうか。確認をさせていただきます。

○都市建設部長（戸内 康弘） 工事の責任ということになれば、請負者である共同企業体が責任を負うという形になります。

○齊藤 佐知子委員 共同企業体って、2社あるところもあれば、4社あるところ、いろいろなんですけれども、では、その責任はそれぞれの会社のトップの人、2人とか4人とか、そういう形で責任を受け持つといいますか、その責任をしっかりと持つというふうにとらえていいんでしょうか。

○都市建設部長（戸内 康弘） 共同企業体の編成の仕方なんですけれども、それぞれの割合がありますので、一義的には齊藤委員おっしゃるとおり代表者が代表して責任をとるという形になりますけれども、負担割合というのはそれぞれありますので、共同企業体として責任をとるという形になります。

○齊藤 佐知子委員 わかりました。

それで、この研究センターに関しては、前に都市建の関係、専門業者からの見積もりの、いろんなことがあったわけですよ。今回ようやくこの工事が始まるということなんです、私はちょっと心配というか、思っているのが、いろんな工事がある中で、研究センター独自でない電灯とか空調とか、そういうことはわかるんですが、例えば議案第23号の取水排水飼育施設新築機械設備工事というのがあるんですが、こういうのは非常に研究センターの専門性が問われる工事だと思うんですね。そういうのは今まで函館でつくったことがないって言い方も変ですが、そういうふうには私は思うんですが、今回それを請け負った会社、共同企業体は全部函館の方です。その専門性のある、専門知識が非常に必要なこういう工事を函館市の都市建で、その工事をした、それが本当に正しくできているのかどうかといいますか、その辺を、市が最終責任なんです、その辺をこう、担保といいますか、どういうふうにするあたりを、専門知識の必要な部分を、市としては工事をきちんと見届けるといいますか、それができるのかお尋ねしたいと思います。

○都市建設部長（戸内 康弘） 工事監理についてのお尋ねでございます。国際水産・海洋総合研究センターの工事監理につきましては、本年6月補正の増額時に経費節減策としての取り組みから、建築工事に関しましては基本的に市直営、都市建設部直営で行うこととして、もう9月から地盤改良工事等に取りかかっておりますけれども、うちの職員が工事監理を行っております。しかし、委員御指摘のとおり、

この施設の中核となる海水を取り込む魚類の飼育を行い、また水流発生装置による生態実験等も行うなど、建築と設備の関連性が特殊な研究施設となっております。市には今までこういう類似施設がないものですから、通常の建築工事とは異なる形となるものと考えております。したがって、今後、海洋調査研究棟の、今、今回議案に提出させていただいて工事等が発注されることに伴いまして、よりこういう設備工事の工事監理を確実にやり、平成26年3月までにこの施設を完成させるためには、大型水槽および取水排水施設等の関連工事につきましては、工事監理の一部を補助していただくことを目的に、一部を外部委託したいというふうに考えております。

以上でございます。

○**斉藤 佐知子委員** 今の御答弁だと、なかなか専門的な知識の必要なところなので、この工事共同企業体、全部函館市で、5社でやるんだけど、特にその専門性の必要なところは、今までそういう経験のあるところに外部委託をしていく。この企業体の中で、さらにそこは外部委託をしていくと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○**都市建設部長（戸内 康弘）** 実施設計の段階で、3社のJVだったんですけども、大型水槽等の設計をやった設計事務所がございます、その部分については設備関連工事、その設計業者がやっていますから、その部分についてその設計業者と委託契約をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**斉藤 佐知子委員** 工事はこの人が、企業体が出て、その工事監理をその専門の方々にきちんと委託をし、本当にそれがきちんとされているかどうかのチェックといいますか、それをしていくということですね。わかりました。

ぜひ、なかなか市だけでというのは本当に難しい部分が多いと思いますので、そこはしっかりと、これだけの非常に大きな多額の費用を使うものですので、つくってみて、あとからいろんな不具合が出るというのも非常に問題になると思いますので、しっかりとその辺りの工事監理はしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○**委員長（松宮 健治）** 他に発言は。井田委員。

○**井田 範行委員** 私も先ほど同僚委員がやりましたけれども、第2号の港湾事業特別会計の補正で緑の島の整備についてお聞きしたいと思います。これは11月14日に調製資料ということでもう既に配付になっておりまして、ざっくりは見させていただいたんですけども、これが全体で3カ年で約5億円の事業ということで、今年度は2,000万円の補正ということになってます。それで、その全体像、さらには今年度の分、次年度どうなっていくよという全体の部分をまず、概要を含めて、その図面の中だけでいいですから、いただきたいのと、この事業の一つの目的は先ほど言った議論にもありましたとおり、ロックバンドの屋外ライブということについては理解はするんですけども、なぜ今のままでできないのかも含めて、さらには補正となった理由、さらにはその整備が終わった後に最大キャパ、2万人を超えるということと言ったんですけども、最大キャパ、どの程度まで収納可能なのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 緑の島の整備などの概要などについてのお尋ねでございます。緑

の島につきましては、全体面積8ヘクタールのうち未整備箇所3.2ヘクタールについて大規模なイベントの開催を可能とするほか、多目的広場として一体的な利用を図るための整備を行うものでございます。具体的な年度別の事業概要でございますが、平成24年度につきましては、来年7月に大規模なイベントが予定されておりますことから、土砂の移設などの基盤整備を行うとともに、実施設計業務の委託を行うものでございます。なお、基盤整備工事につきましては施工期間が2カ年にわたりますことから、24年度から25年度までの継続費を設定するものでございます。次に25年度でございますが、多目的広場および築山の工事を実施するもので、最終の26年度は駐車場および照明設備などの工事を行うものでございます。

目的でございますが……。

○井田 範行委員 済みません、ちょっと、皆さん資料を持ってればいいんだけど、持ってない人もおられれば、何を言ってるか恐らく見えないと思うので、絵があれば、絵でやってもらえたほうが親切なんですけど、委員長、取り計らいをよろしくお願いします。俺は見てるのでわかるんですけど、みんな全然わからないと思うので。

○委員長（松宮 健治） 今、向こうで用意してますので、注目していただいて。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 見えますでしょうか。（「はい」の声あり）はい。

ちょっと重ねての説明になりますが、平成24年度でございますが、土工といたしまして、ここの盛り土にある部分の土を築山、多目的広場、駐車場等に移動させまして、GLAYのコンサートが可能となる多目的広場の造成をまず行うものでございます。25年度でございますが、多目的広場および築山と、この部分の整備を行うものでございます。26年度につきましては残りの駐車場部分および全体の証明などの設備を行う工事の予定となっております。これが全体の事業概要でございます。

目的でございますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、大規模なイベントの開催を可能とするほか、多目的広場として一体的な利用を図ることを目的としているものでございます。

続きまして、その際の、今回整備いたします集客能力でございますが、一日辺り2万8,000人程度と考えているところでございます。

補正の理由でございますが、緑の島につきましては、毎年7月初めから各種イベントが開催されておりますほか、来年はGLAYのライブも予定されておりますので、基盤整備を6月末までに完成させたいと考えておりまして、その工事期間が4カ月程度を要しますことから、来年2月中には請負契約を完了させる必要がございます、そのためには12月補正で対応しなければならないものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 全体の概要はわかりました。それで、なぜカラー舗装なんだとか、ここに駐車場はなんなんだ、そういうこまい話をしてもどうしようもないので、ざっくりとした話でもってお聞きしたいんですけども、最大キャパが2万8,000人と。整備後、段差がある部分を解消して。となると、当然2万8,000の方が一斉にというか、来るということになれば、当然、私の記憶ではあそこは橋1箇所しかアクセス道路は陸上からはないということなんで、そのアクセスの問題、さらに御承知のとおり緑の島は当然周りが海ですので、大規模コンサートとかいろいろやった場合に、当然安全対策も必要となってくると思うんですけども、そのアクセスと安全対策についてお聞きしたいと思います。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 安全対策についてのお尋ねでございます。安全対策につきましては、現在GLAY側で検討を行っていることと思いますが、私どももいたしましても、会場が海に囲まれていること、またアクセス道路として新島橋だけとなっておりますことから、十分な安全対策を講じることが必要であると認識しているところであり、今後におきましても、そうしたことについて働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**井田 範行委員** 具体的な安全対策は一つもお話を聞かせてもらえなかったんですけど、アクセスの話はどんなイメージされている。もうちょっと具体的にわかれば教えていただきたいんですけども。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 具体のアクセスの話につきましては、GLAY側からまだ御提示がないところではございますが、シャトルバスなどを考えているとお聞きしているところでございます。以上でございます。

○**井田 範行委員** ということは、どこからから、場所はわかりませんが、シャトルバスでもって、あの橋を恐らく歩いてか何かで渡っていくようなイメージになるのかな。その辺これから、イベントというか、その関係者と十分打ち合わせて万全な対策を講じていただきたいというふうに思っております。当然、今回のGLAYのライブということで、地域経済含めて非常に大きな期待をするところでございますけども、やはり費用対効果から考えていくと、5億円というお金の整備をしたということになり、さらには2万8,000人のキャパシティを持った屋外のものでできたということになれば、先ほどGLAYが定期的にやるかどうかというものについては、まだ不透明だということだったんですけども、GLAY以外にもですね、屋外ライブだけとは言いませんけども、当然5億円をかけたものに対して、当然有効に毎年数回でもやはり使っていただくような、誘致含めた努力が当然必要となってくると思うんですけども、その辺の取り組みの考えについて、港湾空港部に聞くのがいいのか、観光コンベンション部に聞くのがいいのかよくわかりませんが、よろしくをお願いします。

○**港湾空港部港湾課長（藤森 悟志）** 大規模イベントの誘致の取り組みについてのお尋ねでございます。GLAYのライブにつきましては来年の夏に予定されており、その後も開催していただけるとお伺いしているところではございますが、このような大規模イベントの誘致につきましては、地元への経済効果も大きいものと考えているところでございまして、いろいろな媒体を通して緑の島のイベント会場としての利用につきまして情報の発信やPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**井田 範行委員** 港湾空港部としては施設の維持管理の部分なんですけども、突然振って申し訳ないんですけど、観光コンベンション部はどうなんでしょう。何かその辺あってもいいような気がするんですけども。一つよろしくをお願いします。

○**観光コンベンション部長（布谷 朗）** GLAYのコンサートにかかわりまして、経済効果も非常に大きいので、やはりきちんとした対応をしなければならないというような御趣旨だと思いますが、二日間で5万人といいますと、単純にというか、まず5万人の中のほとんどが市外からの方というふうに関係者のほうから聞いております。そういう方たちが約5万人来るということになりますと、単純に観光アンケート調査でやっている観光消費額が一人3万2,000円程度ですから、15億円くらいというふうな推

計はできるんですね。単純な推計なんですけど。ですから、それだけ単年度で経済効果があるというふうに思ってます。それと、うちのほうといたしましては、やはりそういう大きなものに対しては、コンベンションの一種というような考え方もできると思いますので、そういうものを、これまで余りそういうことを誘致したという経験がないんですが、これからは徐々にでもこういうものが函館でもできますよというようなPRをする必要があるのかなと考えています。

以上です。

○井田 範行委員 具体的なあれは言ってもらえない。要するに1回そういう実績があると、函館でこういうことができるんだというのがPRになるというようなお話だったと思うんですけども、そこをまず、ぜひ有効に活用していただきたいなと思います。それで、今回の整備による屋外ライブの話は十分理解したんですけども、当然それ以外で、憩いの場とか多目的とかっていろいろ書いてるんですけども、具体的にどのようにこの利便性、活用範囲が広がる部分についてお聞きしたいと思います。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 今回の整備による具体の利便性についてのお尋ねでございます。緑の島の広場につきましては、この度の整備により中央や北側の広場、既設の広場を加えますと、3箇所となりまして、そのほか駐車場もイベント会場として利用できますことから、これらを組み合わせることで大規模なイベントの開催のほか、さまざまなレイアウトが可能となるなど、一層の利便性の向上が図られるものと考えているところであります。

以上でございます。

○井田 範行委員 この整備よって一層の利便性ということなんですけれども、それであれば具体的に、市民の憩いの場という部分もあると思うんですけども、それであれば、特別なイベントなイベントをはずした中で、この利用、整備終了後、26年に終了するということなんですけれども、その利用予測というんですか、きっとこういう整備をしたので、こういう形でもって利用者は増えるだろうという予測があるのであれば、お聞きしたいと思います。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 整備完了後の利用者予測についてのお尋ねでございます。緑の島につきましては、年間約12万人に利用されているところでございますが、整備完了後におきましては、利用面積の拡大や利便性の向上ということもありますので、具体的な数字をお示しすることは難しいものと考えているところでございますが、一定程度増加するものと考えているところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 恐らく数字をとるとするのは非常に難しいと思うんですけども、私も恐らく外部以外にも市民の憩いの場という形で利用が増えると思うんですけども、そこで、先ほどの同僚委員の質問で、工事期間についてはイベントには影響を及ぼさないと、定期的にやられているイベントには影響を及ぼさないとということで聞いたんですけども、それ以外の一般の、本当に憩いの場で来ている市民に対しての利用制限みたいな、工事期間中に何かあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 工事期間中の利用者への影響についてのお尋ねでございますが、緑の島の工事につきましては3カ年を予定しているところでございます。まず平成25年2月から6月を予定しておりますが、それ以降につきましては9月から翌年の3月まで工事を実施することとしてございます。また、利用者への影響でございますが、今回の工事の対象となります広場や駐車場のほか、緑

の島外周部の北側の散策路につきましては工事により利用できなくなる期間もありますが、島の南側の多目的広場などにつきましては、これまでと同様の利用と考えているところでございます。いずれにいたしましても、利用者の影響が最小限になるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 当然多目的のほうは利用できるということなんですけども、駐車場のほうも整備の中に入っているんですけども、例えばやり方によって、全面は使えなくても、半分こうとかって、いろいろ工夫された形の中で、憩いの場等を利用している人に対しての配慮もお願いしたいと思います。

この項目の最後なんですけども、財源については合併特例債を適用ということなんですけども、具体的に市の持ち出し額。合併特例債以外に財源措置、何かもっといいのがあるんじゃないかっていうわさも聞いたことがあるんですけども、それ以外の選択がなかったのかどうか含めてお聞きしたいと思います。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 合併特例債による市の持ち出し額などについてのお尋ねでございます。緑の島の整備につきましては合併特例債を活用し整備を行うものであり、全体事業費5億円の95パーセントの4億7,500万円が合併特例債の対象となり、残り5パーセントの2,500万円が一般財源となります。また、この合併特例債の償還に当たり、元利償還金の70パーセント相当が交付税措置されることとなります。また、合併特例債以外の財源でございますが、交付金事業がございまして、適用にかかわって検討したところでございますが、補助事業と同様の手続きとなり、国の事業採択のためには工事実施の2年前に予算要求を行う必要があり、工程的に間に合いませんことから、合併特例債を用いるものとしたものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 特例債を使ったというのは、要するに、もう一つあるらしいんですけども、順番とかいろんな手続きの関係で時間がかかるということでもって、時間的な形でもって合併特例債ということとはわかったんですけど、最初すごい難しい式を言ったんですけども、持ち出し額は幾らかという質問だったので、3分の1というイメージでは持っているんですけども、その辺もうちょっと金額として、5億円だとするならば、この程度ですという、もしかして数字が出ているのであれば、教えてください。

○港湾空港部港湾課長（藤森 悟志） 合併特例債でございますが、5億円の事業費のうち元利償還金分の70パーセントが交付税措置されますことから、概ね3分の1程度が持ち出しになるものと考えているものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 この緑の島の整備については終わらせていただきます。ありがとうございました。

次、議案第14号 市営住宅の一部改正についてですね。まず、この改正の理由、狙いも含めて、それと改正内容についてお聞きしたいと思います。

○都市建設部住宅課長（鈴木 伸也） 条例の改正理由と改正内容についてのお尋ねですが、この度の市営住宅条例の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革一括法、この成立により公営住宅法が改正され、これまで国が定めていた公営住宅の入居収入基準を、事業主体である地方公共団体が条例で定めることとされたことを受けて改

正するものでございます。改正の内容でございますが、市営住宅の入居資格である世帯の収入月額上限を、これまで国が定めていた金額と同様に、一般世帯である本来階層世帯であっては15万8,000円、また高齢者や障がい者、小学校就学前の児童がいる裁量階層世帯にあっては21万4,000円と定めるものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 国が地域の自主性を尊重してということでもって、決めてた所得水準の部分を、今回は国と同じ形で15万8,000円という形で条例整備するという事なんですけど、この15万8,000円の根拠、それと国と今までと同額にした理由、さらには他都市、他都市というのは道内でいいと思うんですけども、状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

○都市建設部住宅課長（鈴木 伸也） 入居収入基準をこれまでと同額の15万8,000円とした理由についてのお尋ねでございますが、条例の改正に当たりましては、国から参酌すべき基準として15万8,000円が示されたこと、また市内にあります市営住宅の入居収入基準との整合を図る必要があること、加えまして改正に当たり本年8月に実施した市の方針を示したパブリックコメントにおいて市民からの意見がなかったことなどを踏まえながら、総合的に検討した結果、現在の法で定められた入居収入基準を引き継ぐことが最良であると判断したところでございます。なお、道内の各都市においても、平成25年4月の施行に向け、条例の改正作業を進めてございますが、どの事業主体におきましても、本市と同様、国から参酌すべき基準として示された15万8,000円を入居収入基準として定めると聞いております。

以上でございます。

○井田 範行委員 この話を聞いていると、国のほうでは地域の自主性、独立性を高めるために、それぞれ所得水準というのかな、それを地域見合いにあった形にしてくださいよということが今回の趣旨だということなんですけども、そこで国が参酌して、今までと同じにしるというのも、非常にいっていることとやっていることが何か違ってるような気もするんですけども、私はやはり今までは日本国全体のルールという形でもって決まっていたと思うんですけども、所得含めて。やはり全国と比較して、やはり函館の所得水準、根拠はないんですけども、今までの報道とかをいろいろ聞いていると、やはりかなり低いのかなというふうに感じております。そこで、函館市、国の参酌基準はあったにしても、所得水準は全国平均から見ると下がっているとするならば、その辺引き下げる検討をすべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市建設部住宅課長（鈴木 伸也） 市営住宅の入居収入基準にかかわっての再度のお尋ねでございます。入居収入基準は、これまで国が国民の所得水準や民間賃貸住宅の家賃水準、世帯人員数等の統計データを踏まえて、収入分位25パーセント相当の収入の世帯を入居対象とすることを前提に定めてきたところでございますが、近年の高齢者世帯や単身、二人世帯の増加といった世帯構造の変化等を背景に、世帯の所得分布に変化が生じたことから、平成21年度に、それまで20万円としていたものを15万8,000円に引き下げた経緯がございます。この度の入居収入基準の条例委任に当たりましては、事業主体が地域の実情を踏まえて独自に設定することが可能とはなっておりますが、入居収入基準の引き下げ後、3年しか経過しておらず、今しばらく経済状況等を見定める必要があるということ判断したところでございます。また、当市の独自の理由でございますけれども、当市では市営住宅の入居募集にお

ける連続落選者の優遇策といたしまして、落選年度数に応じて抽選口数を一年に一個ずつ増加させ、当選確率を高める抽選方法を採用しておりますが、この入居収入基準を引き下げることにより、すでに何口か確保している方が入居資格を喪失するおそれがあることから、これまでと同額としたものでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 先ほど言ったように、収入というのは恐らくこう山になっていると思うんですけども、全国の25パーセントの地点と函館の25パーセントのところというのは当然違うだろうし、北海道と函館も当然違うだろうし、とって函館単独でというのは非常にこれがなじむのかどうなのか微妙な部分はあるんですけども、私はやはり国の所得水準から考えると函館は低いわけだから、当然15万8,000円ですか、これはやはり、今回はよかったのかどうかはわかりませんが、当然見直すべきだというふうに思っています。仮に、今その市営住宅の関係でお聞きしますと、かなりいろんな今緩和措置みたいな形でもっていろんな対策はとられているようですけども、非常に高い倍率の中で市営住宅の抽選というのは行われているということを考えると、その水準を、今15万8,000円ですか、それを函館の実態に合わせて下げることによって、当然それが12人になるのか13人になるのか10人なのかわかりませんが、となると、より困窮した方は応募できるという形の中で、当然困窮度の高い人により適切な対策がとれるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市建設部住宅課長（鈴木 伸也） 入居収入基準の引き下げについてのお尋ねでございますが、当市では入居者を抽選で決定する一般世帯向けの住宅のほかに高齢者世帯や障がい者世帯のみを入居対象といたします管理特定目的住宅や、それらに加え、母子世帯や定額所得世帯を入居対象とし、年1回の登録により、空き家が生じた場合に順次入居していただく建設特定目的住宅を設けるなど、住宅困窮度が高く、より居住の安定を図るべき方への対策を講じているところでございます。一方で、これら特定目的住宅の申込者が一般世帯向けにも重複して応募できる制度を採用しています。このことが応募倍率が高くなる要因の一つと考えているところでございます。なお、一般世帯向け住宅につきましては、年6回入居募集を実施しているところですが、申込者には収入が年金のみの方や無職の方など現在の入居収入基準を大きく下回る方が多く、住宅困窮度に差がない状況にありますので、入居収入基準の多少の引き下げでは現在の応募倍率が改善される可能性は低いものと考えております。

以上でございます。

○井田 範行委員 多少の引き下げでは、結局函館の所得の25パーセントが幾らかというのは当然まだ押さえてないと思うので、そこが出ないと、この結論というのも出ないですし、意外と、確かに結論で25パーセントのラインが15万8,000円より一万円、二万円下がるのであれば、確かに効果は少ないのかもわかりませんが、結果としてその25パーセント、所得水準の中の25パーセントのラインがある、10万円程度とかになった場合には、またこれ展開が変わってくると思うので、この辺は当然、今後調査研究を深める必要があると思います。そこで、函館市だけがこれを仮に見直しても、道営住宅が市内にもありますので、この辺のバランスも必要だと思うんですけども、道営住宅のほうは15万8,000円、同じということでもいいのでしょうか。

○都市建設部住宅課長（鈴木 伸也） 道営住宅の入居収入基準のついてのお尋ねですが、北海道は道内

の自治体を支援するため、その区域に多くの道営住宅を整備、供給してございますが、この度の道営住宅の入居収入基準の設定に当たっては、地域ごとではなく、道内一律の基準として、当市と同様、国が定めていたこれまでの基準をそのまま引き継ぎ、条例化すると聞いているところでございます。

以上でございます。

○井田 範行委員 結局この制度というのは国のほうでもって地域の自主性、自立性ということでは言ってるんですけども、結果として、函館が単独で動こうと仮にした場合でも、道との関係がある。北海道にしても、道南圏、道東、道北、道央といういろんな、北海道全体が賃金水準イコールでもう25パーセントのラインが同じ数字が出るのであれば問題ないんですけども、この辺やはり、私は道に一定程度やはりリーダーになってもらって、その中で、函館だけの問題じゃないと思うので、この整合性をとりながら、将来的には、今すぐという話ではない、国の参酌してください、どういう意味で参酌というのか、混乱のないようにというふうに受けとめることもできるんですけども、そういう基準があるということはあるんですけども、将来的にはやはり道と連携、タッグを組み合わせながら、その辺、函館、道南ルールができるのかどうなのか含めて、当然この辺は、引き下げるとは先ほど言ったように、どのぐらいの額なのかは別として、当然より困窮な人に光がどうかチャンスが多くなるということも事実ですので、その辺、今後の取り組みについて最後にお聞きしたいと思います。

○都市建設部長（戸内 康弘） 入居収入基準の引き下げに関する今後の取り組みについてのお尋ねでございます。この度の市営住宅の入居収入基準の設定は、地域主権一括法による初めての条例委任行為ということでもございまして、国から参酌基準が示されたことや道営住宅の入居収入基準との整合を図ることを重視し、結果的にこれまで国が定めた基準を踏襲することとなりました。今後は当市の経済状況等を見極めながら、北海道を初め道営住宅がある北斗市や七飯町、本市にもありますけども、近隣の自治体との協議を深め、入居収入の改定の可能性について検討してまいりたいと考えております。しかしながら、先ほども住宅課長が答弁いたしましたけれども、収入基準、入居者の収入階層が逆に低い方の申し込みの割合がどの程度あるのか、それによって、今15万8,000円と設定してありますが、それに近い方々がどれだけ入居応募をしているのか、その辺の実態把握も含めながら、より困窮度の高い人を入れるという公住法の目的に従って、収入基準がどうあるべきか、それらについては本当、調査研究していきたいというふうに考えております。

○井田 範行委員 終わります。

○委員長（松宮 健治） 他に。市戸委員。

○市戸 ゆたか委員 まず、議案の第12号からお聞きしたいと思います。この提案理由として、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い云々とあるんですけども、それで、まずこの条例の説明をちょっとしていただけますか。

○都市建設部建築行政課長（内藤 敏男） この度の手数料条例の改正にかかわってのお尋ねでございます。まず、都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆる低炭素化促進法という法律でございますが、本年9月5日に公布されまして、この今月の4日に施行されて間もない法律でございます。その趣旨でございますが、地球環境に優しい暮らしや少子高齢社会における暮らしなど、つまり新しい視点から、住民や民間事業者と一体となってまちづくりに取り組んでいく、いわゆるコンパクトシティの形成によ

って都市の低炭素化を目指そうというのが趣旨でございます。法律のほうでは、具体の取り組みといたしまして国による基本方針の策定事務や市町村による低炭素まちづくり計画の作成およびその計画に基づく特別の措置のほか、この度の手数料条例の改正にかかわります低炭素建築物の認定など、低炭素建築物の普及促進のための措置が規定されているところでございます。

以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 わかりました。

それで、これはぜひ推進していただきたいなと思って質問するんですけど、まず、なぜ手数料をもらうのか。それから、なぜ認定が必要なのか。どこでその認定をするのかをちょっと教えてください。

○都市建設部建築行政課長（内藤 敏男） 三つほど御質問いただきましたが、まず、なぜ手数料を徴収するのかということでございますが、法律の中で低炭素建築物の認定は建築主事を置く市町村が行うことというふうになってございます。この場合、函館市は建築主事を置いておりますので、市のほうで手数料を徴収することができるということにまずはなっています。それで、この認定にかかわる審査事務につきましては、一定のといいますか、相当の業務量が発生するということになります。認定を申請される方、この方々は認定を受けることによって所得税の減税、いわゆる住宅ローン減税の限度額の恩恵を受けることができますし、もう一つは所有権の保存登記、これをする際の登録免許税、これについても負担軽減措置が受けられるということになってきますと、特定の方への便益が受けられるということになりますと、それに市の業務がかかわるということは、地方自治法上、手数料を徴収することができる規定のほうに合致するということがございまして、そういった意味でこの度手数料を徴収することにさせていただくというふうにしたものでございます。

あと、認定事務そのものをどこでやるのかということでございますが、認定基準、これはかなり専門的かつ技術的な部分がございます。もちろん市のほうに当然その審査も申請することができるということがございますし、もう一つは認定の技術的審査の専門機関、こういったものも設置が予定されておりますので、申請される方はその両方に申請することができるということになります。

○市戸 ゆたか委員 まず、では、この認定をするに当たって、認定されたら所得税の減税だとか、メリットはあると。けども、手数料はその一般認定するためのいろんな事務の手続きがあるので、地方自治体に手数料をお支払いすると。その手数料よりも減税のほうが、要するに利用した人にとってはどちらがいいのかというあたりではどういうふうの評価してるんですか。

○都市建設部建築行政課長（内藤 敏男） 例えば住宅ローン減税の場合でいきますと、最高限度額、今一般住宅で3,000万円までが10年間、1パーセントの控除を受けるということになってきます。つまり、最大300万円まで控除されるということになります。この認定を受けられますと、その限度額が4,000万円ということですので、400万円、10年間、トータルで控除を受けるということになります。そういった相当のメリットがあると。あともう一点の所有権の保存登記に係る登録免許税、これについては一般家屋で現在、課税標準額の0.15パーセントですから、例えば1,000万円の戸建て住宅だということになると、1万5,000円と。それが今回の認定を受けますと、0.1でございまして、1万円。つまり5,000円ほどお得になるというような状態にございます。

○市戸 ゆたか委員 この手数料条例の中身を見ますと、物すごい細かく手数料が設定されていて、事務

手続きも非常に大変だなあというふうに思うんですけども、体制的にはどうなんですか。

○都市建設部建築行政課長（内藤 敏男） この低炭素建築物の認定件数がどれくらいあるのかというふうに連動してくる話かなと思いますが、大体、今、市のほう、亀田支所のほうにあります住宅都市施設公社、こちらのほうでも建築確認を受けているところがございますが、一般住宅でいきますと年間大体1,000件、今はもう弱になってきましたけど、それくらいあるわけでございます。この中で一定程度グレードの高い建物といたしますか、耐震性なり省エネなり、今で言う長期優良住宅という一定の性能を持った住宅があるわけですが、これが大体200件も満たないくらいということですので、さらに今回の低炭素建築物という住宅になりますと、またさらにそれよりも省エネ基準等々クリアしなければならないハードルというのはかなり高いというふうになっております。国のほうでも大体新築住宅の、向こう5年間で20パーセントくらいを目標にするというふうに見込みをしておりますので、その中で業務量ということになりますと、現行体制で十分かなというふうには私は受けとめているところでございます。

以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 要するに新しく建てる一般住宅、それからビル、いろんな建物に対してこの低炭素のそういう措置をとった場合はこの認定が申請できるということで、私はリフォームもそうなんですけど、一定の広報というか、こういう法律に基づいて、手数料はかかるけれども、この所得税減税だとか、メリットはありますよという広報は私は必要だなというふうに思いますので、よろしく願います。

この件に関しては終わります。

○委員長（松宮 健治） 他に御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松宮 健治） ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室ください。

（経済部・観光コンベンション部・農林水産部・土木部・
都市建設部・港湾空港部・恵山支所産業建設課 退室）

（企業局 入室）

○委員長（松宮 健治） 次に、議案第6号 平成24年度函館市水道事業会計補正予算以下議案5件を一括議題といたします。

御質疑ございませんか。北原委員。

○北原 善通委員 議案第7号、市営谷地頭温泉の補正予算を見ますと、収益的収入、土地等売却益1億2,036万1,000円。その次が資本的収入、土地等売却代金2億2,531万4,000円。合計して3億4,350万円が計上されておりますけれども、これは決定した事業者の提案金額は3億3,350万円と、こういうふうに聞いております。約1,200万円違うということ、これは新聞によって違うということは、これはちょっとまずいと思うんだな。一応この理由を説明してくださいよ。

○企業局管理部経理課長（中村 直人） 土地売却に係る補正額と決定した事業者の提案金額との差についてのお尋ねでございますが、事業者からの提案金額が消費税抜きの金額となっているため、今回売却

対象とした資産のうち、土地以外の資産の売却額に対する消費税額を加算して今回補正したものでございます。

以上です。

○北原 善通委員 私はそういうふうの説明をしたんだけど、受け取り方によってはそうでないという受け取り方があったものですから、これはやはりちょっと今聞かざるを得ないと思って聞きました。このように収益的収入と資本的収入と、こうなって分かれているんですがね、今まで私もこういうのを見てても黙っていたんですけども、温泉事業としては今回初めて売るような形になったので、改めて聞いておかなければならないと思うんだけど、こういうふうに分けてる理由をちょっと説明していただきたい。

○企業局管理部経理課長（中村 直人） 収入が収益的収入と資本的収入に分かれている理由につきましてでございます。今回の売却による収入につきましては、このように二つに分かれておりますが、まず先に資本的収入について御説明させていただきますと、土地、建物などを売却する際、帳簿価格、帳簿価格とは固定資産台帳に記載している価格でございますが、その価格を固定資産売却代金として計上することとしているものでございます。ただし、今回の売却に当たりましては、帳簿価格を下回る売却金額となった物件もありまして、その場合はその売却金額をもって固定資産売却代金としているものでございます。また、収益的収入のほうには売却代金の価格が、先ほど説明いたしました帳簿価格を上回った金額を固定資産売却益として計上しているものでございます。

以上です。

○北原 善通委員 ということですね。なかなかこの辺がちょっとわかりづらいものですから、一度説明を受けておこうと思っておりましたので、ありがとうございます。それで理解することにいたしましょう。

それから、プロポーザルについて、選定委員会として二つの事業者に対して、その意見はどのようなものであったのか、本会議でその辺聞いてなかったものですから、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博） 選定委員会での意見についてのお尋ねでございますが、選定委員会における意見といたしましては、まずは選定された売却候補者につきましては、堅実な施設運営と経営が見込まれること、あるいは財政面でしっかりしているなど、公衆浴場の経営継続における堅実性と信頼性に対する意見のほか、長期にわたる公衆浴場施設の運営を基本姿勢としている、あるいは料金や営業時間などにおいて、今と同じ6時から開業するなど地域生活に密着した運営が考慮されているなどの意見があったところでございます。一方、今回選定されなかった事業者につきましては、公衆浴場の安定的な経営継続の観点におきまして、事業計画におけるヒアリングにおいて大きな差があったとの報告を受けているところでございます。

以上です。

○北原 善通委員 その辺で、市民からして大事なことは、たしか谷地頭温泉というのは朝6時からというの有名な話でずっと来てました。今この時間の話も触れましたけれども、これは2者間において、やはり朝6時からということを理解して出てきたんでしょうかね。

○企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博） 売却候補者につきましては、営業時間について現在の状況等を勘案した中で6時からという事業計画の中での提示がされているところでございます。

○北原 善通委員 私の聞いたところによると、朝8時から営業というのもあったようですけれども、それ実際どうなのかな。

○企業局上下水道部長（鶴巻 英二） 売却候補者に選定されたほうにつきましては、今課長から回答しましたように、当初から6時ということでございます。一方、選定されなかった業者につきましては、事業計画の中で8時という提案がございました。その中で、委員からのヒアリングの際、委員から確認しました。その際、その事業者につきましては、かなり心は揺らいでいるが、最終的には今と同じ6時で予定したいという旨、変更がございました。いわゆる事業計画に対しての変更点でございます。

以上でございます。

○北原 善通委員 市民から見れば、とにかく売ることも反対という人も当然おりますけれどもね、今、実際にこういう売ってしまったことですから。だけれども、今までの内容が変わっていただきたくないというのが市民等の声でございます、これはぜひ伝えておかなきゃならないなと思ってました。あの温泉の地域はもともと池の端温泉だとかね、それからまだ料理屋ありましたね。あの温泉の泉質という、ぬるかったから沸かさなきゃいけないということがありましたけれども、沸かしたらとにかく釜でも何でもすぐ傷んでしまう。あの温泉はね。だから、要するに結果的には水を湧かして、そして温泉として供給した。これは歌志内のほうに行っても、何温泉と言ったかな、あれ、温泉って、もう市営の温泉で、がちりあるんですよ。私も福島議長と一緒に行って泊まったことありましたけれどもね。だけど、なめてみても何しても全然温泉の感じがしない。フロントに行きましたら、これ100パーセント水だというのがわかる小さい看板があるんですよ。だから、やはり昔こっちのほうもそうだったけども、やっぱりあるんだなあと思いましたけれども。だから、私たちもああいう温泉は湯船からすくって蛇口にかけてられると一番頭に来る。なぜかという、もう塩化ナトリウム、塩が余りにも強いものですから、鉄がすぐ痛む。鉄がすぐ痛むのは体にいい。体にいいものは鉄が痛むんですよ。そういうような温泉なものですから、この温泉についてはそういう性格があったものでありまして、ちょっと質問のあれと若干それですけどもね、そういう特徴を知っていたところでもあります。前のことにちょっと触れますけれどもね、5億円という金額とそれから3億円という金額とは、これ相当ダウンしたというふうを受け取られてるのが多いわけだ。だけれども、実際の問題はこれ土地を大分よけてるわけでしょ。どのぐらいよけてるの。

○企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博） 今回の公募に当たりましては、前回対象の物件の中から第2駐車場等で使われている土地を含まして約1,060平米ほど除外した形で今回公募しております。

以上でございます。

○北原 善通委員 商売っ気がある人であれば、そのよけてあった土地を絶対に分けてくれて来るはずですから、これは。駐車場とかそういう関係で、満タンに使わなければ採算が合わなくなります。そのときには、業者的な考えであればその土地を高く売って、結果的には前の5億なんぼと何も遜色ないようにするのが普通なんですけれども、企業会計というのはその辺がそうはいかない点もあると思いますけれども、これは、それで源泉のところ、掘ったところですね、今まで何カ所も掘ってきてると思うん

ですよ。1箇所では大体いいとこ20年かな。また掘らなきゃないでしょうね。これ、そうですね、ケーシングにステンレスを使っているとそんなことではないんだけど、普通ケーシングは鉄管使いますからね。そしたらやはり20年かな、いいところ。そしたらもう何号も掘ってきてますよね。けども、今の掘った穴は売ってますか。売ってない。

○**企業局上下水道部長（鶴巻 英二）** 現在私どもでは二つの源泉を所有しております。1井については現在使用しております、自噴をしております。1井については今回の売却対象物件からはずしまして、私どもも現在は未利用源泉となっております。

以上です。

○**北原 善通委員** これは、そうですね、500メートルの権限を持っていることになるんですよ。だからやっぱり相当強いものですから、やはり本会議で質問した中でも、神社が今度堂々につくれるわけですから、神社をね。そしたら、やっぱり土地が絶対不足する。だから、そういうときには、余り細工はできないでしょうけれどもね、やはりいい値段で買ってもらうことも視野に入れて、私が今ここでなんぼぐらいの金額の差があるとか云々ということは聞きません。これはやはり、そういうことは出すべきでないと思っておりますけども、一つ賢明な、企業局の中で計算をされて、なるべく有利な感じで、それでなくても2回目のプロポーザルの関係で7,000万円の差があったとか云々と、やはりこれは広がってるものなんですよ、実際ね。私もやはり非常に気になる。やはり、市長でないけども、高いほうが当然いいという表現を使いたくなるんですよ。その中身をいろいろ聞いているうちに、やはりあそこで発電、発電なんて考える自体がちょっとおかしいけれどもね、いろいろ疑問が残った点があって、市内で二つの温泉を経験している、力があると思いますよ、私もね。経験持っているから。だから、市民には全然不便を感じないで、むしろサービス面でよくしてもらえればいいなあと思っておりますけれども。60年間やってきたんですよ。一抹の不安、それから今後の、やはり期待するところも大きいけれども、寂しいですよ、非常にね。寂しいですよ。そういうふうにしていただきたいと。

それから、石塚 弥太郎さん、初代。そして子どもがいなくて養子縁組してますから、二代目弥太郎さん。この人が吉谷 一次さん、水道局長、後に市長になった方でございますけれどもね、この人と非常にじっこんだったということで寄附をいただいたわけですよ。私は、この人は、本会議でも言ったけども、肥料商としては老舗でしてね、昔は拓銀は農地担保でお金を貸してたということ。今は農協以外は農地を担保して金を貸せない。けど、この人はゆるくない農家だったら持っていきなさい。使わせたもんだ、どんどん。そのほかに大縄町でやはり大きい老舗がありましたけれどもね、そういうところがみんな倒産しちゃったんですよ、倒産しちゃった。それで私は、三代目になりますけども、石塚 弥一郎さんという人とも、同じ肥料商の中で、私は本当にちっぽけでしたけれどもね、私の場合は農協を通してますので、金銭的には安く売ってるけれども、何とか。石塚さんの場合はやはり、持っていけとやったもんですからね、結果的にこの人は、やはり温泉に対してのやっぱりいたわしかったことは持っていましたよ。けども、自分のうちに引かせていただいていたということで、ある程度あきらめもしてましたけれども、やはり弥一郎さんという、三代目になりますけどもね、何回も行き来したりして、最後には私、手紙のやり取りまであって、中を見るたびに私も気の毒なことをしたなと思っております。この人は弥一郎さんでございます。それで、やはり今回こういうふう売れた。そして、平成25年まで

権利を持っていた。引いてもらってる権利を持ってた。平成25年まで。けども、札幌へ移るしかなかった。この遺族はね、遺族は。弥一郎さんが亡くなった。そして、肥料商は残念ながら倒産をした。こういう方たちに対して、やはり感謝の意を表することはできないのかな。こう思っておりますので、その辺どうでしょうか。

○**企業局上下水道部長（鶴巻 英二）** 石塚氏についてのお尋ねでございます。石塚氏からは、私どもは土地を寄附いただいたと。その中で温泉湧出があったということが谷地頭温泉の始まりでございます。企業局としては、石塚氏に対しては深く感謝の意を持っているところでございまして、今回売却ということになります。石塚氏に対しまして感謝状の贈呈をして、企業局としての感謝の意を表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**北原 善通委員** ありがとうございます。本当に温泉というのは、そう簡単に寄附などないと思うんですよ。だから、やはりじっこの仲で、思い切って、当時は羽振りもよかったと思うんです。あの経歴を見ますとね。亡くなってはおりますけれども、私は弥一郎さんのつきあいが長かったんですけれども、喜ぶものと思っております。一つ、ありがとうございます。

それから一つ、やはり今回のホームページとかそういう関係においても、ちょっと申し上げておきたいことがあるんですよ。函館市の自治基本条例というのがありまして、私もこういう機会であれば目を通すことはなかなかありませんので、ちょっと目を通してみまして、基本原則、第5条、これはやはり、市民および市は、まちづくりに関する情報を共有します。それから、情報の提供の中で第6条では、市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、わかりやすく提供するように努めなければなりません。2、市は、広報紙、ホームページなどの多様な手段による情報の提供に努めます。それから、情報公開では第7条で、市は、保有する情報について、市民の知る権利を保障し、個人情報等の公開できない情報を除き、公開しなければなりません。やはりこの辺の欠如があったのかなというふうにも思うんですけども、これについての、むしろ御意見を伺いたい。

○**企業局管理部長（中谷 宏平）** 函館市自治基本条例についてでございますけれども、この条例につきましては、市と市民が協働してまちづくりを推進していくということを目的としておりますけれども、そのためには、まず市と市民が情報を共有するということが必要であるということをも明文化したものと認識しております。そうした観点から、企業局におきましても、各事業を行うに当たりましては、市民が求める情報を的確に判断して、きめ細やかな情報提供を心がけていきたいというふうに考えております。

以上でございます

○**北原 善通委員** 終わります。

○**委員長（松宮 健治）** 他に。市戸委員。

○**市戸 ゆたか委員** 同じく議案第7号ということで質問したいと思いますが、今、北原委員のほうから詳しく質問がありましたので、私も少し理解できたかなと思いますが、5月の時点でいただいた資料の中に、民間譲渡の基本的な考えということで資料をいただいております。それで、今回のこの補正予算

は、この資料に基づきますと、温泉の建物、その周辺の土地、それから源泉、それと源泉に通じる管、それが売却の対象になったのか、そこをもう一度ちょっと確認したいと思います。

○**企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博）** 今回の売却対象物件につきましては、委員おっしゃるとおり、まず市営谷地頭温泉の建物、またその敷地、それと今現在お湯の上がっております9号井、井戸です、その場所が今の老人福祉センターの横になるんですけども、その管理用地としての部分、あとそこからそれぞれの建物あるいは今供給している先に対しての供給本管として、道路に敷設されていますけれども、それらも含めて売却ということになっております。

以上です。

○**市戸 ゆたか委員** それでは、先ほど北原委員のほうに金額が下がったのは、その未利用地のところを売らなかったということになるんですけど、それは具体的には谷地頭温泉の向かいの、今現在駐車場に使っているところを売らなかったということでもいいんですか。

○**企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博）** 今回の売却につきましては、今おっしゃられたとおり、第2駐車場として使っている部分の土地等をまずは売却対象物件から外しております。ただ、こちらにつきましても、売却候補者、購入者のほうで意向があれば売却も含めてやっていくということで、今回公募を行っております。

以上です。

○**市戸 ゆたか委員** では、今後もしかしたら、またその土地も売るかもしれないし、その売るまでの間は駐車場が必要になるから、貸し出しをするということでもいいんですか。

○**企業局上下水道部長（鶴巻 英二）** 第2駐車場の部分でのお尋ねですけども、うちの条件といたしましても、売却あるいは貸すということをお可能としております。ですから、4月以降、引き渡し以降については、貸すか売るかということで、そこは今現在協議を進めているところでございます。

以上です。

○**市戸 ゆたか委員** はい、わかりました。

今現在も、谷地頭温泉は近隣の老人福祉施設と、それから函館市が所有する谷地頭老人福祉センターと、それからその近隣の旅館のほうに給湯しているというふうにするんですけども、今後それがどうなるのかということ、それから今売った源泉から谷地頭までの管は、相手の事業者の方が買ったんですけども、例えば老人福祉センターだとか、それから老人福祉施設、旅館につないでいる管、そこはどこの所有しているのか、今後そこにトラブルがあったら、誰が責任を持って修理するのか、そこら辺教えてください。

○**企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博）** 温泉供給につきましては、今後どうなるかというお尋ねですけども、まず今の温泉供給自体は、今後5年間についてはまず今と同じ状態で続けていくということで、事業計画の中で提示されておりますので、それ以降につきましては、まず購入者と各供給先との間で協議しながら、それは更新も含めて、継続、契約について決定していくということで、事業計画の中で示されているところでございます。その中で、供給の管の所有といたしますか、そちらの責任関係につきましても、今回売却に当たりまして、購入者と供給を受けている方、それぞれ新たに契約を結ぶ形になりますので、その中ではっきりうたわれることとなりますけれども、事業計画の中では現状の形で進

めていきたいということでの提示を受けているところでございます。

以上です。

- 市戸 ゆたか委員 ほかの民間の施設に供給している管は、これから協議していくということですね、でいいんですか。
- 企業局上下水道部長（鶴巻 英二） 現在うちが所有している管と、それと委員御指摘のように引き込み管というんですかね、供給している個人のもの、それは現在私どもの所有のもの、個人の方が維持管理している所有のもの、現在そういうふうになっております。売却される方につきましては、基本的にはうちで持っている管は売却先にそのまま譲渡されるということになります。ですので、基本的には所有物としては、現在持っている供給者の方の管はそのまま供給者の方が維持管理されると思うんですけども、これは民間に今回なるものですから、その辺の取り扱いについては、売却した方と今度供給される方という中での話し合いもあるのかなあというふうには思っております。
- 市戸 ゆたか委員 今までは谷地頭温泉は市がやっていたということで、そういった意味で行政と民間との話し合いができたんですけど、今度民と民になりますので、そこら辺、またちょっとトラブルが起きたら嫌だなと、ちょっと心配があってお聞きしました。供給の契約については、お湯を供給している金額については変わらないということでもいいんですか。
- 企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博） 今現在の供給金額については変わらないということでの事業計画内での提示を受けております。
- 以上です。
- 市戸 ゆたか委員 私ども、昨年の9月の5億幾らかの補正予算のときに、やはり谷地頭温泉は公営でやるべきだということで反対をしました。そういうこともありまして、地域の人達、この谷地頭近辺に住んでいる人達は、やはり公営でやってほしいという気持ちもあるし、あと、このあり方を見ますと、5年間の条件は確かにあるんですよ、譲渡条件。要するに第三者への譲渡は原則禁止、5年間はということで、5年以降はではどうなるのという心配が確かにありまして、あの近辺にもしお風呂がなくなった場合、要するにあの谷地頭の温泉を公衆浴場ではなく、違うものにもし譲渡した場合、非常に不安に思っているわけなので、それで、そこら辺は、5年間は大丈夫だとしても、5年以降、先ほど北原委員の質問に対しては、長期的に営業を行うということなんですけれども、長期的というのはその5年なのか10年なのか、そこら辺でもしわかる情報がありましたら教えてください。
- 企業局上下水道部温泉課長（萬年 英博） 公衆浴場の経営という部分ですけれども、公衆浴場の運営継続については譲渡条件の中で、委員御指摘のとおり5年以上継続して運営していくというところでもありますけれども、その中で今回売却候補者、選定された事業者におきましては、事業計画の中でも市民の憩いの場あるいは保養の場として、公衆浴場の経営に傾注、そこに注ぎ込むというんですか、そういう形と、5年経過後につきましても、できるだけ長期にわたって運営継続していくことを目標としてということで提示してございます。局といたしましても、未永く公衆浴場が運営され、地域や市民の方のもとより、利用者の方、皆様に今後も良質なサービスが提供されていくのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○市戸 ゆたか委員 ぜひ私もそれを望みたいと思いますが、この事業計画の中で、利用客、要するにお風呂に入るお客さんの数を増やすとか、そういう、どういう努力をされようとしているのか、そこだけ確認して終わりたいと思います。

○企業局上下水道部長（鶴巻 英二） 今回、売却先の事業者につきましては、やはり一番においては地域の公衆浴場としての機能、ほかに健康増進というのが重点的にうたっております。その中で、やはり入浴者数といいますか、その部分においても、プレゼンテーションの中におきましては観光客への宣伝といいますか、そういうものにもやっていきたい。さらには、事業者が今現在もう二つ既存の浴場を経営しているので、その中で共通回数券という形の中で、谷地頭を加えますと三つですか、そういう形でも回数券を取り扱っていききたいという中で、増収を図っていくということも聞いております。

以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 終わります。

○委員長（松宮 健治） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松宮 健治） では、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室ください。

（企業局 退室）

○委員長（松宮 健治） これより各事件に対する協議を行います。

当委員会に付託されました議案23件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、市政クラブさん。

○北原 善通委員 まずマルですね。ところがね、第27号については本当にしゃくなんだよ、これは、実際ね。だけどもね、仕方ない。これは本当、まづいよ、こういうのは。今回だけやむを得なくだ。しゃくでしゃくでしようがない。こんな市民がいるったら残念ですよ。これ、競輪の売店にいた人ですよ。こんなことしたらだめだ。まあ、一応マルと。

○委員長（松宮 健治） はい。

民主・市民ネットさん。

○見付 宗弥委員 すべてマルです。

○委員長（松宮 健治） はい。

公明党さん。

○小林 芳幸委員 全部マルです。

○委員長（松宮 健治） はい。

市民クラブさん。

○井田 範行委員 全マルです。

○委員長（松宮 健治） 日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 議案第7号、今質問しましたが、補正予算に関してはバツテンということで。残念

ですが。それと、第16号ですが、これも谷地頭温泉の民営化にかかわる条例なものですから、これもバツテンということで、そのほかはマルということです。

○委員長（松宮 健治） 一通りお聞きしましたので、各会派の採決態度を確認いたします。

市政クラブさん、民主・市民ネットさん、公明党さん、市民クラブさんは、すべて第1号から第32号までマルと。日本共産党さんは、議案第7号と16号はバツということで、そのほかはマルということいいですか。はい。

ここで何か御発言ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（松宮 健治） ないようですので、発言を終結いたします。

これで協議を終わります。

ここで事務調整のため暫時休憩をいたします。それでは5分ほど時間をいただきまして、12時過ぎに再開ということでもよろしく申し上げます。

午前11時53分休憩

午後0時02分再開

（経済部・観光コンベンション部・農林水産部・土木部・都市建設部・
港湾空港部・恵山支所産業建設課・企業局 入室）

○委員長（松宮 健治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより各事件について採決いたします。

議案第1号 平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分から議案第3号 平成24年度函館市地方卸売市場事業特別会計補正予算まで、議案第6号 平成24年度函館市水道事業会計補正予算、議案第8号 平成24年度函館市公共下水道事業会計補正予算、議案第9号 平成24年度函館市交通事業会計補正予算、議案第12号 函館市手数料条例の一部改正について、議案第14号 函館市営住宅条例の一部改正について、議案第15号 函館市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、議案第17号 工事請負契約についてから議案第23号 工事請負契約についてまで、議案第25号 土地の売却についてから議案第27号 和解についてまで、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についておよび議案第32号 市道の路線認定および廃止ならびに変更についての以上21件を一括して採決いたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（松宮 健治） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 平成24年度函館市温泉事業会計補正予算および議案第16号 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてを一括して採決いたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」の声あり)

○委員長(松宮 健治) 異議がありますので、起立により採決いたします。

各案を原案のとおり可決することに賛成の委員は、御起立願います。

(賛成者 起立)

○委員長(松宮 健治) 起立多数であります。

したがって、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者はご退室ください。

(経済部・観光コンベンション部・農林水産部・土木部・都市建設部・

港湾空港部・恵山支所産業建設課・企業局 退室)

○委員長(松宮 健治) お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(松宮 健治) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました事件はすべて議了いたしました。

2 その他

○委員長(松宮 健治)

- ・ 次に、2のその他だが、まず私から1点、委員協議会の開催について御相談させていただく。11月29日、12月3日に中心市街地トータルデザイン作成業務プロポーザル審査結果について経済部から資料が配付されている。本件は、現在策定中の中心市街地活性化基本計画に登載されたものであり、計画は来月に内閣府に認定申請する予定で、今月20日には委員会に計画案が資料として配付される予定になっている。
- ・ 本計画はこれまでも委員会で取り上げてきたところであり、非常に重要な案件なので、計画案およびトータルデザイン作成業務プロポーザル審査結果の2件について、理事者から説明を受ける場を設けたいと思うが、いかがか。(異議なし)
- ・ 日程としては、来週、12月21日(金)に委員協議会の開催を考えているが、いかがか。(異議なし)
- ・ その他、各委員から何か発言はあるか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ ちょっと相談だが、函館市の行財政改革プラン2012の原案が私どもにも来ておりますけれども、それを見て、今、総務常任委員会でも議論していると思うが、私たち所管の経済建設のところでもいろんな見直しが検討されているというふうに思う。それを、このまま私たちが黙っていていいのかなと疑問に思っているのですが、説明を受けるとか、これを見ると土木部、都市建設部、経済部である。なので、説明を受けるとか、どういう見直しをしようとしているのか、そこら辺、私は聞いたほうがいいんじゃないかなと。もし21日に可能であるなら、そのほうがいいのではないかなと思うが、どうか。

○委員長(松宮 健治)

- ・ 皆さんにお諮りしたいと思う。御意見、どうか。(「異議なし」の声あり)

- ・ 呼んで、調査をしたいということ……。

○井田 範行委員

- ・ 調査になるかどうかはよくわからないが、とりあえず実態の部分、それを調査事件にするか否かも含めて、とりあえずまず聞いてというのは賛成である。

○委員長（松宮 健治）

- ・ 事務局と今回のプランの経済建設常任委員会に関連する部分を洗い出しをしてみたが、ほとんどは見直しをこれから検討しますということなので、来ていただいて説明を受けることはもちろん可能だと思うが、まだ部局で生煮えというか、まだ洗い出しもしていない、見直しをこれからやるという中身なので、聞いてもなかなかどうかという思いもあるが。それでも一応聞いたほうがいいのであれば、そういう場を設定するが。もう少し検討が進んで、閉会中にまた委員協議会をぜひやってくれと、それに新年度予算に絡むようなものが出てくるのであれば、それは予算に絡むことなので、事前に委員協議会等で関係部局に質問することもいいかなと思うが。

○見付 宗弥委員

- ・ 別にほかがやってるからやるというわけでないが、ほかの委員会もやってることなので、生煮えだということも含めながら、一回聞いてみるのがどうかと思う。

○委員長（松宮 健治）

- ・ 整理したものを今配付させる。（事務局 資料配付）
- ・ 全部やると結構、1日で済まないの、特にこういう点を聞きたいという。全部局を呼ぶとなると、また大事になるが、ここは特に聞きたいということであれば。

○斉藤 佐知子委員

- ・ やはり24年からという取り組み内容で、26年とか27年とかというのはちょっと先だが、24年からというのはやはり一番最初に聞かないとだめなところかなと思うが。

○工藤 篤委員

- ・ 24年はまだ終わってないから。3月までという意味だと思う。なので、3月までという意味なので、今はまだ検討していない。検討していても生煮えだから、今の時点で聞かれても、きちんとしたものにはならないというような、そういうニュアンス。いつかの時点ではやらなければいけないと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 来年度、この委員会も解散する。それはそれでいいが、やはり今現在のこの委員会として、どういう検討がされているのかというのをきちんと見ないと、無責任になるというふうには、生煮えかもしれないが、なぜこの取り組みを見直さなければならないのかという理由も含めて、4つの部局なので、そんなに時間はかからないと思うので、私は必要だと思う。どうか。

○委員長（松宮 健治）

- ・ 21日に委員協議会の予定なので、一応ここに所管部局が全部そろっていただいたほうがよいか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 21日でなくてもいい。次の機会でも構わないが、どこかで。

○委員長（松宮 健治）

- ・ 21日には大きく二つあるので、ここを集中的にやって、当然皆さんにも目を通していただき、年明け、各部局の調整も必要なので、正副で日程を調整するという事でよいか。(異議なし)
- ・ 散会宣告

午後0時12分散会